

令和8年  
4月1日  
運用開始！

# 自転車の違反に！ 交通反則通告制度 いわゆる『青切符』制度



## 交通反則通告制度とは

違反者が一定期間内に法律で定められた反則金を納付すれば、刑事手続きに移行することなく、手続きが終了する（前科もつかない）制度で16歳以上が対象となります。

## 自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には指導警告を実施します。ただし、下記に該当するような場合は検挙の対象となります。



### 違反自体が悪質・危険なもの

\* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

#### ① 刑事手続きによって処理される重大な違反 【検挙（刑事手続きにより処理）】



#### ② 反則切符の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反 【検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）】



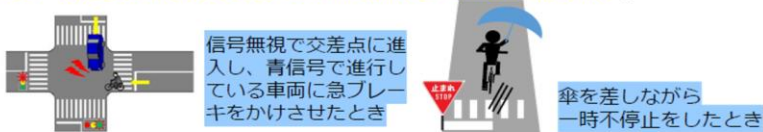
### 違反態様が悪質・危険なもの

\* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

#### ③ 違反により実際に交通事故を発生させたとき 【検挙（刑事手続きにより処理）】



#### ④ 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき 【検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）】

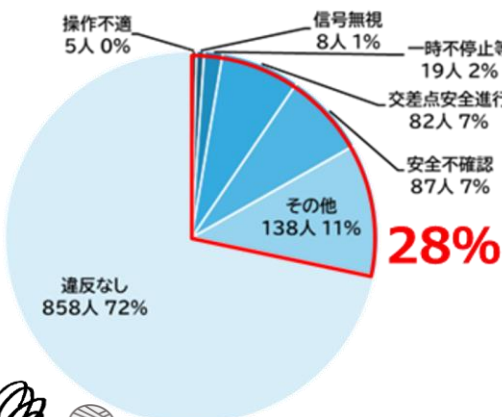


#### ⑤ 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき 【検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）】

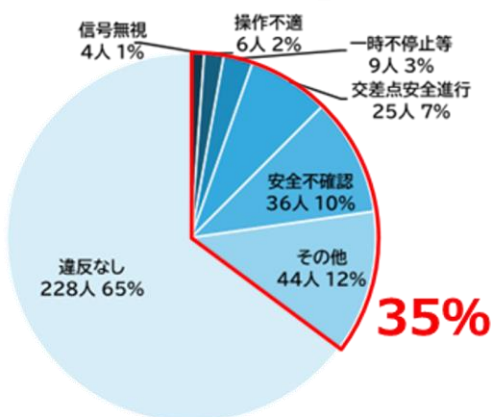


## 自転車乗車中死傷者の違反状況(R3～R7)【県内】

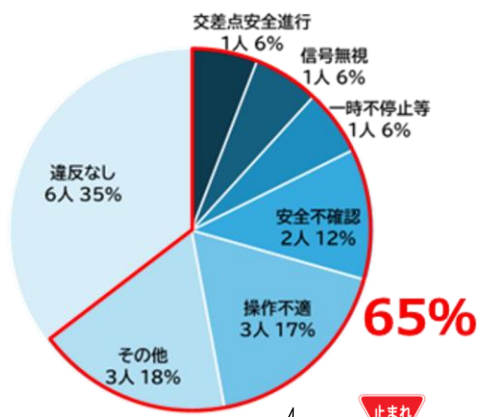
### 【軽傷者1,197人】



### 【重傷者352人】



### 【死者17人】



事故が**重大化**するにつれ**違反率も高くなる**傾向にあります。

※ 死者は軽傷者の**約2.3倍**（構成率）

自転車も乗れば「車の仲間」です。交通ルールを遵守しましょう。



# 自転車に関わる交通標識

車両通行止め



自転車が通行すると通行禁止違反となります

車両進入禁止



歩行者等専用



普通自転車歩道通行可



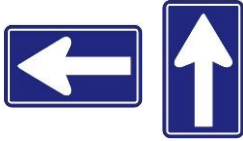
自転車も歩道を通行できます  
ただし歩行者を優先します

特定小型原動機付  
自転車、自転車等



自転車道を  
通行してください

一方通行



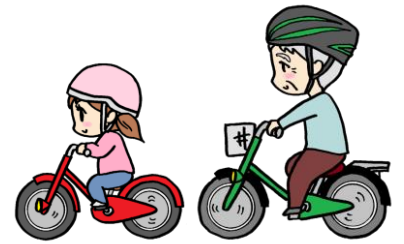
矢印が示す方向にしか進めません

※ 軽車両を除く 自転車を除く の補助標識がある場合は除かれます

## 自転車が歩道通行できる場合



- ✓ 道路標識等で「歩道通行可」とされているとき
- ✓ 13歳未満の子ども
- ✓ 70歳以上の高齢者
- ✓ 一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ✓ 交通状況や自転車通行の安全確保のため、やむを得ないと認められるとき



注意  
CAUTION

自転車は身近な乗り物ですが、道路交通法では軽車両に位置付けられており「車のなかま」です。道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けましょう。

交通ルールを無視した運転は交通事故につながり、大変危険です。

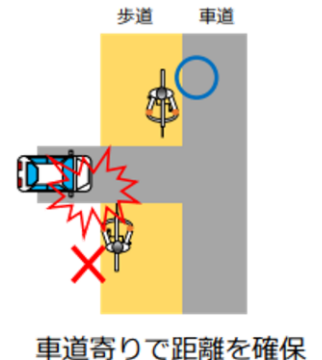
### 逆走はなぜ危険？

- 見通しの悪いカーブなどで、対向車から自転車が見えず、正面衝突する危険がある。
- 交差点で自転車が飛び出してきたときに、自転車の発見が遅れ、ブレーキをかける余裕がない。



### 歩道で車道寄りを通行するのはなぜ？

路外の施設や交差道路から出てくる自動車との距離を確保して、自動車から自転車を発見しやすくし、かつ、ブレーキをかける時間を確保し、事故を防止するためです。



## 自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用





## 自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額



反則行為	道路交通法上の条文	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	第71条第5号の5	12,000円
放置駐車違反	第44条第1項	9,000円（駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合） ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：12,000円 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：11,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合：10,000円
	第45条第1項、第2項	
	第47条第2項、第3項	
	第48条	
	第49条の3第3項	
	第49条の4	
遮断踏切立入り	第33条第2項	7,000円
速度超過	第22条第1項	速度超過が15km/h未満の場合：6,000円 速度超過が15km/h以上20km/h未満の場合：7,000円 速度超過が20km/h以上25km/h未満の場合：10,000円 速度超過が25km/h以上30km/h未満の場合：12,000円
駐停車違反	第44条第1項	6,000円（駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合） ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：9,000円 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：8,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合：7,000円
	第45条第1項、第2項	
	第47条第1項～第3項	
	第48条	
	第49条の3第2項、第3項	
	第49条の3第2項	
	第49条の3第4項	
第49条の4		
	第49条の5後段	
信号無視	第7条	6,000円 ※点滅信号を無視した場合は5,000円
通行区分違反	第17条第1項、第2項 第17条第4項、第6項	6,000円
追越し違反	第28条第1項～第4項	
	第29条	
	第30条	
踏切不停止等	第33条第1項	
交差点安全進行義務違反	第36条第4項	5,000円
環状交差点安全進行義務違反	第37条の2第3項	
横断歩行者等妨害等	第38条第1項～第3項	
	第38条の2	
安全運転義務違反	第70条	
通行禁止違反	第8条第1項	
歩行者用道路徐行違反	第9条	
歩行者等側方通過義務違反	第18条第2項	
急ブレーキ禁止違反	第24条	
法定横断等禁止違反	第25条の2第1項	
路面電車後方不停止	第31条	
優先道路通行車妨害等	第36条第2項、第3項	
環状交差点通行車妨害等	第37条の2第1項、第2項	
徐行場所違反	第42条	
指定場所一時不停止等	第43条	
幼児等通行妨害	第71条第2号、第2号の3	
安全地帯徐行違反	第71条第3号	

反則行為	道路交通法上の条文	反則金の額	
被側方通過車義務違反	第18条第4項	5,000円	
通行帯違反	第20条第1項～第3項		
道路外出右左折合図車妨害	第25条第3項		
指定横断等禁止違反	第25条の2第2項		
車間距離不保持	第26条		
進路変更禁止違反	第26条の2第2項		
	第26条の2第3項		
追い付かれた車両の義務違反	第27条第1項、第2項		
乗合自動車発進妨害	第31条の2		
割込み等	第32条		
交差点右左折等合図車妨害	第34条第6項		
交差点優先車妨害	第36条第1項		
	第37条		
緊急車妨害等	第40条第1項、第2項		
	第41条の2第1項、第2項		
交差点等進入禁止違反	第50条第1項、第2項		
無灯火	第52条第1項		
減光等義務違反	第52条第2項		
合図不履行	第53条第1項、第2項		
合図制限違反	第53条第4項		
警音器吹鳴義務違反	第54条第1項		
乗車積載方法違反	第55条第1項、第2項		
軽車両整備不良	第62条		
自転車制動装置不良	第63条の9第1項		
泥はね運転	第71条第1号		
転落等防止措置義務違反	第71条第4号		
転落積載物等危険防止措置義務違反	第71条第4号の2		
安全不確認ドア開放等	第71条第4号の3		
停止措置義務違反	第71条第5号		
公安委員会遵守事項違反	第71条第6号		
通行許可条件違反	第8条第5項		3,000円
歩道徐行等義務違反	第63条の4第2項		
路側帯進行方法違反	第17条の3第2項		
並進禁止違反	第19条		
軌道敷内違反	第21条第1項～第3項		
道路外出右左折方法違反	第25条第1項		
交差点右左折方法違反	第34条第1項		
	第34条第3項		
環状交差点左折等方法違反	第35条の2第1項、第2項		
軽車両乗車積載制限違反	第57条第2項		
制限外許可条件違反	第58条第3項		
原付等牽引違反	第60条		
自転車道通行義務違反	第63条の3		
警音器使用制限違反	第54条第2項		



なお、酒気帯び運転等の悪質な違反については、これまでどおり赤切符（刑事手続き）の対象となります。

